



- 事業を創造できる経営者の時代に
- 社会福祉充実残額と充実計画
- 医療機関が発行する領収書と収入印紙の関係
- 日本にも屋内全面禁煙の流れ
- 平成 29 年度の賃上げ支援が拡充されました

## 事業を創造できる経営者の時代に

日本の公的債務が増加し続け日本の国債の格付けの格下げが問題になり続けています。税金を払う事ができ、雇用を創出できる企業や個人がどんどん現れないと、日本の先行きは暗いままです。

グーグルの成功や、世界最大の実名での人脈サイト「フェイス・ブック」の創業者マークザッカーバーグ氏が 20 代で億万長者になり映画化もされたので、米国においては起業熱が高いようです。職がないのなら自ら事業を起こそうという精神です。アメリカ人の国民性や文化に由来する気もしますが、このチャレンジ精神はかつての日本にもあったものです。明治時代、維新によって 3 千万人の人口のうちの 7%にもあたる 2 百万人の武士の失業対策で、福沢諭吉と渋沢栄一が会社設立に関するテキストを刊行して起業を薦めました。福沢翁は慶応大学をはじめ経済界の数々の人材を送り出す事に貢献していますし、渋沢自身も東京証券取引所、一橋大学、東京海上をはじめ 500 以上の事業を起こしました。早くに引退する事はやめて年金年齢は引き上げて稼ぐ老年、失業状態に甘んじずに事業を起こす人がどんどん出てきてほしいものです。

近代経営学の父 P F ドラッカー博士は『事業の目的は顧客を作り出すことである』と名言を残しています。「利益を生み出すこと」とは単に「コストよりも高い収益をあげること」という手段の問題を言い換えているのにすぎないことを指摘しており、それぞれの組織の使命役割から適合した顧客を創り出していく事こそ、経営をしていくリーダーに最大に求められる事なのです。

アメリカの経営大学院のベスト 5 に入るドラッカースクールは、正式には「ピーター・ドラッカー & マサトシ・イトウ経営大学院」と呼ばれています。「マサトシ・イトウ」とは、我が国の小売り流通の世界に GMS 革命をダイエーの中内氏やイオンの岡田氏とともに起こしたセブン & アイ・ホールディング名誉会長の伊藤雅俊氏です。後継者である長野県出身の鈴木会長とともにコンビニ革命を起こしていますから、流通のイノベーションを起こした名経営者だと尊敬します。その伊藤会長が尊敬する一人に長野県安曇野市出身の相馬愛蔵氏がいます。新宿中村屋の創業者です。相馬氏は『我が日本人は世界中でもっとも善良な性質の持ち主ですが、模倣は得意けれども独創に乏しいところは一大欠点といわねばならない』と昭和 13 年のときに指摘しています。日露戦争直後ロシアパンを販売して繁盛する店が出るとあつという間に同業者が真似をして共倒れになってしまったそうです。

ただ真似するだけではなく品質を良くしたりして創造的に模倣するのは経営学の一つの考え方であり日本企業の得意パターンでしたが、現在では中国や韓国の企業にお株を奪われてしまっています。この相馬氏は外国の技術者や最新の設備を投資してクリームパンやクリームワッフル、あんまん等といった現在の日本のパン文化の元を創りました。業界大手の山崎製パンの創業者も中村屋の出身です。模倣ではなく、いかに既成にとらわれずに創造をなしとげるのか、人と同じ事をやっていればリスクのなかった時代の完全終焉、ユニークなアイデアや人を生かす事が問われている、という事でしょうか。

孤児院出身で 20 世紀に最も影響を与えた 100 人 (TIME 誌) にファッション業界から唯一選出されたココ・シャネルは、『かけがいのない存在になるためには、常に人と違っていなければならない』と、変わり者、異端者になる勇氣、批判をおそれない勇氣が必要だと説いています。その信念をもっているからこそ、ジャージ素材を服に取り入れたり、スカートが当たり前の時代に女性がパンツをはく事を提案したり、常識を覆す発想ができたのです。他人の評価を気にせずに、真に顧客に必要な商品やサービスは何なのかを創造できる経営者でありたいものです。

成迫 升敏

# 社会福祉充実残額と充実計画

先日改正された社会福祉法で、平成 29 年 4 月 1 日以降、社会福祉法人は毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産を算定しなければならないとされました。「再投下可能な財産」が社会福祉充実残額のことであり、残額がある場合、その残額を計画的かつ有効に使っていかねばなりません。この「計画」が社会福祉充実計画となります。

## 1.社会福祉充実残額

今までは社会福祉充実残額の様々な計算方法が飛び交い、正確に計算することが難しかったのですが、現在では厚生労働省に計算シートがあるのでそれを活用することで正確に計算することが可能になりました。しかし、私自身も計算シートに顧問先の数値を入力してみましたが、結構判断に迷う部分もありました。

そこで今回は「社会福祉充実残額」が生じる可能性が高くなるケースを列举してみました。該当する場合には是非、計算シートを活用し正確な計算をして頂くことをお勧めします。

### ●「社会福祉充実残額」が生じる可能性が高くなるケース●

- ① 運転資金として使う予定がない現預金を多額に持っている
- ② 株式、国債などを法人で所有している
- ③ 収益事業を行っており、1年以上先に回収する予定の事業未収金がある
- ④ 「立替金」、「仮払金」など精算していない資金が残っている
- ⑤ 過去に事業利益が多く出て、利益の積立として、〇〇積立金が計上されている
- ⑥ 法人として何も使用していない「土地」、「建物」がある
- ⑦ 従業員や役員が使用するための車両を多く保有している（利用者には使用しない）
- ⑧ 高額評価されるであろう美術品を多く持っている



あくまで一例ですが、該当する場合には早めに社会福祉充実計画を検討してみてはいかがでしょうか。

## 2.社会福祉充実計画

基本的にはどのような計画を立案するかは法人に任されています。しかし、いくつかのルールがありますので注意が必要です。



### (1) 計画の優先順位

『社会福祉事業』⇒『地域公益事業』⇒『その他公益事業』の順番で計画を検討していく事が望ましいとされています。例えば現在、法人で行っている社会福祉事業がある場合、職員給与の改善や研修費用、スタッフ採用などの費用についての支払計画を立てていく事などが優先され、社会福祉充実残額がまだ使いきれない場合に、地域の様々なニーズに対応する地域公益事業を検討することになります。

### (2) 地域公益事業について

法人の所在する地域の様々な福祉ニーズに対応することが「地域公益事業」と位置付けられますが、社会福祉充実計画では「無料又は低額な料金でサービスを提供するもの」という文言が規定されています。サービスに対する報酬額の設定については注意が必要です。

今回はよくご質問を頂く 2 つについて記載をしました。社会福祉充実計画に関しては平成 29 年 2 月 13 日の事務連絡で「社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A」が出ていますので参考にしてください。また、当事務所でも社会福祉充実残額の計算、意見徴収、社会福祉充実計画の立案支援などを行っております。是非担当者までお声掛けください。

山下 大輔

## 医療機関が発行する領収書と収入印紙の関係

今回は医療機関が発行する領収書と収入印紙の関係についてお伝えします。

代金を受け取って領収書を作成する際に、記載されている金額が 5万円以上（平成26年3月までは3万円以上）である場合には収入印紙を貼るルールとなっています。領収書を作成する者が印紙代を負担することになっており、貼り忘れなどが税務調査などで指摘されると作成者は貼るべきであった収入印紙の金額の **3倍**の金額をペナルティとして徴収されます。

そこで医療機関が発行する領収書に収入印紙を貼る必要があるのか、というよくお受けする質問についてご説明します。

収入印紙がどのような場合に必要かは印紙税法という法律で定められており、その医療機関が個人経営か法人経営かで扱いが異なります。印紙税法には「医師、歯科医師、薬剤師等が作成する領収書は非課税扱いとする。」という趣旨の規定があるため個人経営の医科、歯科、薬局では金額にかかわらず収入印紙は不要となります。診療内容が保険診療、自由診療のいずれの領収書であっても印紙は不要です。

法人経営の場合は領収書の作成者が医師等の個人ではなく「法人」となるため収入印紙が必要となるところですが、医療法人は印紙税法上で「医療法第39条に規定する医療法人が作成する領収書は非課税扱いとする。」となっており、ほとんどの医療法人の領収書も保険診療、自由診療問わず収入印紙が不要となります。

注意が必要なのは薬局です。薬剤師が個人経営で開業している薬局は先程の規定で収入印紙は不要となりますが、株式会社や有限会社など法人で経営している薬局は5万円以上の領収書には収入印紙が必要となりますので、長期処方や高額な薬剤を用いた処方などを扱う場合は対象となる可能性があります。

領収書の収入印紙 要不要表

	法人	個人
医科	不要	不要
歯科	不要	不要
薬局	金額により必要	不要



以上のように医療機関では限られた場合でしか領収書に収入印紙を貼る必要はありませんが、収入印紙は領収書の他、契約書等にも必要となるものです。建物を建てる際の「工事請負契約書」、不動産を売買した際の「不動産売買契約書」、金銭を貸し借りした際の「金銭消費貸借契約書」などは医療機関であっても貼らなければなりませんのでお忘れなく。

収入印紙を貼るべき書類に貼っていない、不要な書類に貼っているということが無いように再度ご確認ください。

金沢 佳光

## 日本にも屋内全面禁煙の流れ

受動喫煙を規制する法案の今国会提出を政府が目指している中、世界保健機構(WHO)の幹部が来日し塩崎厚労相に対して2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて公共施設については国レベルで屋内を完全禁煙にするよう要請した。またWHOの関係者は「日本は経済やテクノロジーは発展しているが、たばこ対策、特に受動喫煙対策は時代遅れです」と苦言を呈した。屋内を全面禁煙にすると飲食店は売上が減少するのではとの声がある。それでも住宅建築業界のなかには「禁煙工務店」と銘打ち他との差別化を図り、売上が伸びたところもある。また飲食店では分煙ではなく完全禁煙にすることで売上が伸びたところもあると聞きます。旅館やリゾートを運営する星野リゾートでは、喫煙者は採用しないという取組みが行われています。日本の飲食業界には20%の喫煙者に配慮し、屋内全面禁煙にすると売上が落ちるとの不安の声がありますが、WHO幹部はアメリカやオーストラリアなどで完全禁煙を実施した後、レストランの売上は減少しなかったという調査結果を紹介し、日本での実現を強く求めています。まだまだ賛否両論もありますが、屋内全面禁煙は避けて通れない道となりそうです。

高木 幹夫

# 平成 29 年度の賃上げ支援が拡充されました

弊社ブログで速報をお伝えしましたが、3月27日に成立した平成29年度税制改正で所得拡大税制が拡充されました。大幅に拡充、賃上げ促進の強力な支援と言われ、今回の税制改正の目玉の一つになっていますが、どのように拡充されたのでしょうか。中小企業に絞って改正ポイントをお伝えします。

## 所得拡大税制の概要と改正ポイント

所得拡大税制は下記【要件①～③】を全て満たした場合、中小企業においては法人税額の20%を上限に、平成24年度比給与等増加額の10%が税額控除される制度です。今回の改正に当たって【要件①～③】までに変更はなく、【要件③】(2)が追加されました。平成29年度平均給与等支給額の賃上げ率が平成28年度比2%以上の中小企業は、平成28年度からの増加額について税額控除がこれまでの10%に12%上乘せられた**22%の税額控除**が可能になります。平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用になり、現行法では1年だけの措置になります。

### ●改正のポイント●

適用条件	改正前	改正後
【要件①】	給与等支給額の総額が平成24年度比、3%以上増加	変わらず
【要件②】	給与等支給額の総額が前事業年度以上	変わらず
【要件③】	平均給与等支給額が前事業年度を上回る	(1) 賃上げ率2%未満の企業はこれまで通り税額控除10%を維持
		(2) 賃上げ率2%以上の企業は前年度からの増加額×12%を乗せ税額控除

## 改正前後での控除税額の比較

今回の改正前と後で控除税額がどのように変わったか確認してみます。所得拡大税制の適用要件は全て満たしているものとして、給与等支給額を変更して控除税額と法人税等を比較しています。

条件：24年度給与等支給額 4,000万円  
28年度給与等支給額 4,000万円  
29年度給与等支給額 下記表で増加を比較

給与等支給額	所得額	改正前控除額	改正後控除額	法人税等
4,000万円	1,500万円	0	0	454万円
4,100万円	1,400万円	0	0	417万円
4,200万円	1,300万円	20万円	44万円	335万円
4,300万円	1,200万円	30万円	66万円	276万円
4,400万円	1,100万円	40万円	88万円	216万円



上記の図を見ていただくと給与等支給額が前期より2%以上増加している4,200万円超では、改正前に比べて控除税額が倍以上に大幅拡充されています。

また給与等支給額が400万円増加した場合には238万円の大幅な減税になります。給与等支給額400万円に対して238万円の減額のため、およそ6割の税額を減らしていることとなりますが、右図のように給与等以外で400万円支出しても4割弱の減額にしかなりませんので所得拡大税制の節税効果は高いと言えます。

### 減税額の比較

	支出額	税額控除	法人税
給与等以外の経費	400万円	0円	△150万円
給与等での支出	400万円	88万円	△238万円

今回の改正では上記のように支出の6割弱の税額を減額できるケースもあります。賃上げには慎重になる経営者もいらっしゃると思いますが、今後も順調に利益が見込まれるようであれば、税額控除とキャッシュフローを含めた給与等増額のシミュレーションをしてみたいかがでしょうか。

所得拡大税制の適用には細かな要件確認と給与等の集計が必要になります。詳しくは弊社担当者にお声かけください。

樋口 将志(以上)